

財務省告示第二十五号
 国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十五年十一月十三日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。
 平成十六年一月十五日

財務大臣 谷垣 禎一

(別表)

合 計	利付国庫債券 (二十年)							利付国庫債券 (十年)				国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当た りの買入価格	
	第十回	第十回	第九回	第九回	第八回	第七回	第七回	第二百六回	第二百六回	第二百四回	第二百四回	第二百四回	第二百四回			
円四百九十六億	二十四億円	十八億円	十億円	一億円	一億円	四億円	六億円	三十億円	六十億円	円二百三十二億	三十億円	八十億円				
	百二十一円八十四銭	百二十一円八十一銭	百二十二円三十九銭	百二十二円三十三銭	百二十二円十六銭四厘	百二十円二十九銭九厘	百二十円二十七銭一厘	百三円九十八銭一厘	百三円九十六銭一厘	百四円四十四銭	百四円四十三銭一厘	百四円四十一銭六厘				